



転入奨励金制度

◎山陽小野田市を選んだあなたを応援します！

■転入奨励金制度

市では、市外から転入して新たに住宅を取得した人に転入奨励金として、住宅にかかる固定資産税相当額を5年間補助しています。新築住宅、中古住宅、マンションのいずれも対象になります。ご家族、お知り合いの中に、マイホームの購入を検討されている人はいらっしゃいませんか。ぜひこの制度をご活用ください。

- ※平成26～29年に住宅を取得し、昨年度以前の転入奨励金の申請をしていない人も、さかのぼって申請できます。ただし、申請できるのは、制度の該当年度（5年間）内ですので注意してください。
- ※交付対象住宅や対象者の要件など、詳しくはお問い合わせください。

転入奨励金手続き例 (令和元年度が初回の申請時期の人)

- ▼平成30年3月
住宅を取得し、住宅の登記を完了
- ▼平成30年4月 転入
- ▼平成31年1月1日
固定資産税が課税される基準日
- ▼令和元年5月
固定資産税納税通知書が届く
- ▼令和元年12月
固定資産税を完納
- ▼令和2年1月 申請書提出
- ▼令和2年2月 指定口座へ振込

〈問い合わせ・提出先〉企画政策課 (☎ 82-1130)



市営霊園・墓地区画の貸し出し

◎対象

市内に本籍または住所を有し、使用許可後2年以内に焼骨の埋蔵またはこれに伴う墓碑を建立する人

- ※他の墓地からの改葬を含みます。

◎申請期限 9月2日(月)

- ※申込多数の場合は抽選となります。

◎申請方法

環境課、山陽総合事務所、南支所、埴生支所に備え付けの「墓地使用許可申請書」に記入し、本籍表示のある使用者の住民票を添えて環境課に提出

- ※申請書等は市ホームページからもダウンロードできます。

所在地	小野田霊園			南墓地公園
	大字小野田 11383 番 7			大字津布田 137 番 59 他
貸出区画数	23 区画	2 区画	3 区画	7 区画
区画面積	4㎡	6㎡	9㎡	4.62㎡
永代使用料 [Ⓐ]	148,000 円	148,000 円	148,000 円	230,000 円
永代管理料 [Ⓑ]	53,480 円	80,220 円	120,330 円	61,769 円
合計額 ^(Ⓐ+Ⓑ)	201,480 円	228,220 円	268,330 円	291,769 円

※決定者には、墓地使用許可証を交付する際に料金を一括で納入していただきます。

〈問い合わせ・提出先〉環境課 (☎ 82-1143)